

2020年4月7日
(2021年11月25日追記)
はなさく生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への給付金のお支払いについて、医療機関の事情等により、自宅またはその他病院等と同等とみなせる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象^(注)としてお取扱いたします。

注)対象契約は「医療終身保険（無解約払戻金型）」、「引受緩和型医療終身保険（無解約払戻金型）」となります。

なお、既にご案内の通り、新型コロナウイルス感染症は、疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院や、検査の結果「陽性」と判定されたか否かに関わらず、医師の指示で入院している場合も、(疾病)入院給付金のお支払い対象です。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払い対象となります。

今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえ、お客様に対して特別取扱を実施していますので併せてご確認ください。

[\(ご参考\) 新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて](#)

【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)